

株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

株式会社タチエス

代表取締役社長 田 口 裕 史

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成24年6月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス 本社3階講堂 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第60期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第6号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tachi-s.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による企業活動の停滞から持ち直しの動きが見られたものの、急激な円高進行と原油価格高騰の影響による企業収益悪化の懸念もあり、依然として予断を許さない状況で推移しました。また、世界経済では、欧州での財政問題の深刻化や米国経済の停滞が続く一方、中国経済の緩やかな減速もあり、引き続き不透明感が見られました。

当社グループの関連する自動車業界におきましては、東日本大震災による生産台数の大幅な減少からサプライチェーンの順調な立て直しなどにより回復に向かいましたが、タイでの洪水災害の影響も重なり国内生産は前年を下回る状況となりました。

このような環境の中、当社グループは、長期ビジョン『Challenge 15』で掲げた「業界No.1 品質の確保」「収益向上」の2つの目標必達に向け、活動を推進してまいりました。

当期の主な活動としては、得意先のグローバル展開に迅速に対応すると共に、特に中国・アセアン・インド地域における事業の効率化と競争力の強化を図るため、タイと中国に地域統括会社を設立しました。また、シート部品ビジネスの競争力を向上させるため、安全性能はもとより性能・コストなどの得意先要求を満たし、複数車種で新たに採用が決定しているフレームを製品化し、中国での集中生産を開始しました。

これらの活動を含め、さらなる事業拡大と生き残りに向けた施策をスピードを上げて確実に推進しております。

当期の業績につきましては、期後半から販売は回復基調で推移したものの、東日本大震災による影響により期前半は得意先からの受注が減少したことや為替変動に伴う換算額の減少等により、売上高は2,040億5千3百万円（前期比6.7%減）の減収となりました。これにより営業利益は75億8千2百万円（前期比34.2%減）、経常利益は101億5千6百万円（前期比25.1%減）、当期純利益は63億5千8百万円（前期比27.2%減）となりました。

なお、当期におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

東日本大震災の影響による受注減及びタイでの大規模洪水に起因する一時的な受注状況の悪化等により、売上高は1,099億6千4百万円（前期比4.2%減）、営業利益は24億9千2百万円（前期比38.5%減）となりました。

②米国

東日本大震災やタイでの大規模洪水の影響による受注減及び為替変動に伴う換算額の減少により、売上高は335億3千3百万円（前期比21.2%減）となりました。営業利益は、減収の影響や開発費増加等により8億3千2百万円（前期比71.1%減）となりました。

③カナダ

東日本大震災やタイでの大規模洪水の影響による受注減及び為替変動に伴う換算額の減少により、売上高は109億6千3百万円（前期比22.0%減）、営業利益は4億3千9百万円（前期比39.5%減）となりました。

④メキシコ

為替変動に伴う換算額の減少により、売上高は242億1千9百万円（前期比4.6%減）となりました。営業利益は、販売製品の車種構成変化や新規車種の生産立ち上げ費用負担等により、8億3百万円（前期比50.2%減）となりました。

⑤フランス

為替変動の影響により、売上高は15億4千8百万円（前期比4.4%減）、営業利益は2千1百万円（前期比52.2%減）となりました。

⑥中国

得意先からの受注が引き続き堅調に推移したことから、売上高は238億2千4百万円（前期比16.9%増）、営業利益は30億2千6百万円（前期比36.8%増）となりました。

(2)設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、「技術・モノづくりセンター」建設に伴う費用のほか、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に、総額48億8百万円を実施いたしました。

(3)資金調達の状況

該当事項はありません。

(4)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5)他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6)吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分の状況

該当事項はありません。

(8)対処すべき課題

当社が関連する自動車業界におきましては、一段と成熟化が進み、今後国内での生産量の増加は期待できない大変厳しい状況にあります。こうした環境の中、得意先自動車メーカー各社は生き残りをかけた新たな中長期の成長戦略を掲げ、グローバルで活動を推進しており、当社もこの新戦略の流れ、とりわけ新興国を中心とした事業展開に挑戦することが、生き残りをかけた正念場であると認識しております。そこで当社は、平成28年度を到達年度とする次期ビジョン『Global Challenge 177 (以下『GC177』といいます。)』を新たに定め、以下の3つの長期目標を掲げ、グローバルで生き残る競争力のある事業体質を目指してまいります。なお、平成21年度より活動してまいりました『Challenge 15』の目標は、『GC177』の活動の中で早期に達成してまいります。

①品質No.1

②営業利益率7%

③世界生産シェア7%

当社は、これらの目標を達成するための諸施策を着実に実行することにより、グローバル・シート・システム・クリエーターとしての基盤を強化し、世界で存在感ある企業を目指していきたくと考えております。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9)財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第57期 (平成21年3月期)	第58期 (平成22年3月期)	第59期 (平成23年3月期)	第60期(当期) (平成24年3月期)
売 上 高 (百万円)	221,498	192,172	218,805	204,053
経 常 利 益 又 は 損 失 (△) (百万円)	△ 291	7,938	13,563	10,156
当 期 純 利 益 又 は 純 損 失 (△) (百万円)	△ 3,704	3,786	8,729	6,358
1株当たり当期純利益 又 は 純 損 失 (△) (円)	△119.32	121.97	268.05	193.62
総 資 産 (百万円)	78,407	96,610	100,109	116,242
純 資 産 (百万円)	41,352	45,559	54,142	60,663
1株当たり純資産 (円)	1,234.10	1,365.55	1,526.52	1,705.01

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第57期は、世界的な景気の悪化により売上高は減少し、利益面は、緊急施策として、付加価値改善、固定費の削減、設備投資を含む経費の削減を強力に推進いたしました。為替差損の計上や国内関連会社の損失計上等に加え、投資有価証券評価損の発生、国内での特別早期退職優遇制度実施に伴う退職特別加算金の計上等により、経常損失、当期純損失となりました。
3. 第58期は、経済環境は緩やかに回復に向かったものの、上半期での販売低迷の影響から、売上高は減少しました。利益面は、事業基盤再構築の効果や収益向上の取り組み、特別損失の減少等により、営業利益、経常利益、当期純利益共に増加となりました。
4. 第59期は、東日本大震災に伴う減産の影響があったものの、総じて国内外共に自動車座席の受注は堅調に推移したことから、売上、利益面共に増収増益となりました。
5. 第60期の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Nui Tec Corporation	325 百万円	100.0 %	自動車座席用縫製部品の製造、販売
株式会社タチエスパーツ	50 百万円	100.0	各種座席部品・医療用ベッドの製造、販売
立川発条株式会社	40 百万円	77.7	各種バネ・自動車座席部品の製造、販売
タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	43 百万 US\$	100.0	北米における営業、開発業務
シーテックス INC.	5 百万 US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
タックル シーティング U.S.A.LLC	22 百万 US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.	26 百万 US\$	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売
タチエス カナダ LTD.	12 百万 CAN\$	100.0 (100.0)	カナダにおける管理統括業務
シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ	30 百万 CAN\$	51.0 (51.0)	カナダにおける自動車座席の製造、販売
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	7 百万 EURO	100.0	欧州における営業、開発業務
広州泰李汽車座椅有限公司	66 百万 RMB	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
泰極（広州）汽車内飾有限公司	38 百万 RMB	100.0	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	43 百万 RMB	70.0	中国における自動車座席の製造、販売

(注) 当社の出資比率欄の () 内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。

(11)主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

自動車座席・座席部品の製造及び販売

(12)主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

①当社

本 社	東京都昭島市松原町3丁目3番7号	
技術センター	技術センター（東京都青梅市）	技術センター愛知（愛知県安城市）
工 場	愛知工場（愛知県安城市）	武蔵工場（埼玉県入間市）
	青梅工場（東京都青梅市）	栃木工場（栃木県下野市）
	平塚工場（神奈川県平塚市）	鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社Nui Tec Corporation	東京都羽村市
株式会社タチエスパーツ	東京都羽村市
立川発条株式会社	東京都昭島市
タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	米国 ミシガン州
シーテックス INC.	米国 オハイオ州
タックル シーティング U.S.A.LLC	米国 テネシー州
インダストリア デ アシエント スペリオール S.A. DE C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
タチエス カナダ LTD.	カナダ ノバスコシア州
シーテックス カナダ ジェネラル・ パートナーシップ	カナダ オンタリオ州
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	フランス ヴェリジー・ビラクブレー市
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	中国 湖北省

(注) 所在地欄には本社所在地を記載しております。

(13)従業員の状況（平成24年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,582名	514名増

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等913名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,364名	33名増	37.1歳	13.5年

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等59名は含んでおりません。

(14)主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,647
株式会社三菱東京UFJ銀行	763
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	500

百万円

(15)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

(1)発行可能株式総数 140,000,000株

(2)発行済株式の総数 35,022,846株（自己株式2,182,512株を含む）

(3)株主数 3,557名（前期末比387名減）

(4)大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ジョンソンコントロールズ株式会社	1,800 ^{千株}	5.48 [%]
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,695	5.16
日野自動車株式会社	1,521	4.63
株式会社齊藤	1,514	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	1,303	3.97
タチエス取引先持株会	1,073	3.27
齊藤 静	1,046	3.19
河西工業株式会社	905	2.76
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT- TREATY CLIENTS	758	2.31
株式会社三井住友銀行	750	2.28

(注) 持株比率は自己株式（2,182,512株）を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員に交付された新株予約権等の状況（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当期中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者	さい とう きよし 齊 藤 潔	
代表取締役社長 (最高執行責任者)	○ た ぐち ひろ し 田 口 裕 史	品質保証部門長
取 締 役 長 (副 社 長)	○ の がみ よし ゆき 野 上 義 之	管理本部統括、経営統括部門長
取 締 役 長 (副 社 長)	○ かわ むら きよ し 川 村 清 治	モノづくり本部統括、調達部門長
取 締 役 長 (副 社 長)	○ なか やま た ろう 中 山 太 郎	ビジネス本部統括、海外部門長
取 締 役 (常務執行役員)	○ こ ばやし ひで お 小 林 英 雄	タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.取締役会長
取 締 役 (常務執行役員)	○ がも う むつみ 蒲 生 睦	営業部門長
社 外 取 締 役	きつ かわ みち ひろ 木津川 迪 治	クローバー法律事務所パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	せき ぐち よし お 関 口 義 雄	
常 勤 監 査 役	はら だ ふみ お 原 田 文 雄	
社 外 監 査 役	いっぽう し のぶ たけ 一 法 師 信 武	
社 外 監 査 役	まつ お しん すけ 松 尾 慎 祐	さくら共同法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 監査役一法師信武氏は、公認会計士及び税理士資格を有するほか、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、取締役木津川迪治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. ○印は執行役員兼務者であり、() 内は執行役員の地位であります。
4. 平成23年6月24日開催の第59回定時株主総会において、新たに中山太郎氏が取締役に、松尾慎祐氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 平成23年6月24日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、大野泰明氏、松下 隆氏が任期満了により取締役を退任し、河合弘之氏が辞任により監査役をそれぞれ退任いたしました。
6. 平成13年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	み き ひろ ゆき 三 木 浩 之	開発部門長
常務執行役員	まつ した たかし 松 下 隆	泰極愛思（広州）企業管理有限公司総経理
常務執行役員	い つぎ のり やす 伊 月 憲 康	開発副部門長、生産副部門長、営業副部門長
常務執行役員	とみ やま まさ き 富 山 正 樹	開発副部門長
常務執行役員	あお ぢ とおる 青 地 徹	生産部門長
執 行 役 員	く どう つとむ 工 藤 勉	生産副部門長
執 行 役 員	えの もと かず お 榎 本 一 夫	生産副部門長
執 行 役 員	なが い くに お 長 井 邦 雄	経営統括副部門長
執 行 役 員	いわ さき しん や 岩 崎 信 也	福州泰昌汽車座椅開発有限公司総経理
執 行 役 員	いわ いし とおる 岩 石 徹	品質保証副部門長
執 行 役 員	ない どう ひろ ひこ 内 藤 博 彦	調達副部門長
執 行 役 員	やま もと ゆう いち ろう 山 本 雄 一 郎	海外副部門長
執 行 役 員	あり しげ くに お 有 重 邦 雄	開発副部門長

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

取締役10名	275百万円	(うち社外取締役1名 7百万円)
監査役5名	41百万円	(うち社外監査役3名 7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額280百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記人数及び報酬等の額には、平成23年6月24日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名に係る報酬が含まれております。
4. 上記報酬等の額には、平成24年6月27日開催の第60回定時株主総会において決議予定の取締役賞与（社外取締役は除く）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
木津川 迪 洽	社外取締役	クローバー法律事務所パートナー弁護士
一法師 信 武	社外監査役	
松尾 慎 祐	社外監査役	さくら共同法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 当社はさくら共同法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。
2. その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
木津川 迪 洽	社外取締役	当期開催の取締役会14回中11回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
一法師 信 武	社外監査役	当期開催の取締役会14回中13回に、また、監査役会8回中8回に出席し、必要に応じ、財務及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。
松尾 慎 祐	社外監査役	社外監査役就任後に開催の取締役会11回中9回に、また、監査役会6回中6回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

5. 当社の会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 当社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成16年4月にコンプライアンス宣言を行いました。この中で、「タチエス倫理綱領」を役員・社員の行動の拠りどころとし、以下の実践に努めることを宣言しました。

- ・ 環境への影響に十分配慮し、社会に有用で安全な商品を提供していくと共に、企業の透明性を確保し、全てのステークホルダーの信頼に応えられるよう努める。
- ・ 国の内外を問わず、全ての法律とルール及びその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって行動する。
- ・ 社是「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民として責任ある行動と倫理観の涵養に努める。

これらを実践し、社会から信頼される企業であり続けるため、当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めました。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役員・社員は、一人ひとりの行動規範として制定する「タチエス倫理綱領」に従い、誠実に行動する。
- 2) コンプライアンスに関する体制整備のため、コンプライアンス運用規定、内部通報制度標準等を制定すると共に、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。社長を委員長とし、全取締役、関係執行役員、事務局で構成する倫理委員会にて、各年度、コンプライアンス実行計画を策定すると共に活動のレビューを行う。グループ内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設ける。この通報先は、経営監査室、監査役、顧問弁護士とする。
コンプライアンス違反が発生した場合、これに適切に対応するため、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社外取締役、監査役、顧問弁護士、事務局にて構成するコンプライアンス委員会を設置する。
- 3) 社内業務については経営監査室が監査する。各部署・関係会社に対する監査計画を立案し、監査の実施、指摘、監査報告を行い、有効性の強化とプロセス改善に努める。
- 4) 経営の公正及び透明性を確保するために、取締役体制には社外取締役を招聘する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- 2) 重要な情報の機密保持や個人情報の保護については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に保存及び管理される。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会及び執行役員会において、経営環境の変化や事業の活動状況を踏まえ、事業に関する重大なリスクを予見し、その適切な対処方法について検討し、予防策を講じる。
- 2) 全社的なリスクについては、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置すると共に、その下部組織として部会を設置し、リスク管理体制の整備、強化を図る。
- 3) コンプライアンス、安全衛生、環境、防災、品質に係るリスクについては、「倫理委員会」「中央安全衛生委員会」「全社環境管理委員会」「中央防災対策委員会」「品質保証委員会」を設け、それぞれの担当部署が専門的な立場からリスク管理を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - ・毎月1回開催する取締役会における重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督
 - ・毎月2回開催する執行役員会における重要事項に関する意思決定
 - ・取締役会における中期経営計画策定と執行役員会における月次のフォロー
 - ・取締役会における年度事業計画策定と執行役員会における月次業績のフォローと改善策の策定
- 2) 経営の意思をタイムリーに伝達し、各部門における業務の執行を円滑にするために、各部門を担当する執行役員が招集する部門別執行役員会（各部門の担当役員・部長にて構成）を設置する。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ経営管理については、経営統括部門が統括する。
- 2) 経営統括部門は、グループ各社の月次損益分析を取締役会及び執行役員会に報告する。
- 3) 次の会議体を設け、関係会社に対する適切な経営管理とモニタリングを行う。

<国内関係会社>

- ・国内関係会社経営コミッティー（年2回開催）
- ・関係会社社長会（年2回開催）

<海外関係会社>

- ・海外関係会社経営コミッティー（年2回開催）
- ・北米経営コミッティー（四半期毎に開催）
- ・中国経営コミッティー（四半期毎に開催）

⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 現時点で補助すべき使用人は設置していないが、必要に応じ監査役スタッフを置くこととし、その人事については監査役会の承認を得ることとする。
- 2) 監査役は、監査職務の遂行に当たり、内部監査を担当する経営監査室と連携を保ち、効率的な監査を行う。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 常勤監査役は、監査方針を立案し、監査計画に基づく監査を実施する。また、取締役会や重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求める。
- 2) 監査役会は、社長との定期的な意見交換会を設定する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役体制は、経営執行の状況を広い視野から把握するため、学識経験者等の有識者を社外監査役として招聘する。また、監査役の欠員による監査の空白を避けるため、補欠社外監査役を選任する。
- 2) 監査役は、監査役、会計監査人、経営統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定期的に開催し、コーポレートガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行う。
- 3) 監査役会は、会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行う。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、「タチエス倫理綱領」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない旨定め、研修等により周知徹底を図る。ま

た、経営統括部門は、外部の専門機関と連携して反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、有事の際にも速やかに対応可能な体制を整備する。

(2) 当社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的内容の概要

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引きいただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあるため、堅固な企業体質構築に向けた新たな取組みを実施しております。

具体的には、長期ビジョンとして『Challenge 1 5』を策定し、「事業体質の変革」「意識・行動の変革」「存在感のある会社への変革」にチャレンジしていくこととし、「業界No.1品質の確保」と競争力ある技術開発力・モノづくり力・調達力を背景とした「収益向上」の2つを目標に掲げ、この目標達成に向けた活動を確実にスピーディーに実行し、事業体質の転換を図り業績の向上に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要

当社は、平成21年6月26日に開催された第57回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において、買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランの対象となる大規模買付行為は、以下の1) 又は2) に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為となります。

- 1) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- 2) 当社が発行者である株式等について公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランにおける対抗措置の具体的な内容としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。

④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から本プランが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」の全てを充足しています。

- 2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- 3) 株主の皆様を意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様を意思を直接確認するものです。

また、本プラン導入後、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みを確保しています。

- 4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(http://www.tachi-s.co.jp/uploads/pdfs/newsrelease_1/newsr_200905a.pdf)

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

内部留保金につきましては、研究開発やグローバルな事業展開に向けた投資等に活用し、中長期的な利益確保と財務体質の強化を図ってまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主総会決議をもって実施する期末配当と合わせ、年2回の配当を行うことを基本としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>72,578</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>48,882</b>  |
| 現金及び預金          | 26,638         | 支払手形及び買掛金          | 37,467         |
| 受取手形及び売掛金       | 35,178         | 短期借入金              | 1,986          |
| 有価証券            | 225            | 未払法人税等             | 953            |
| 商品及び製品          | 1,298          | 未払費用               | 3,850          |
| 仕掛品             | 403            | 役員賞与引当金            | 65             |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,340          | その他                | 4,559          |
| 前払金             | 564            | <b>固定負債</b>        | <b>6,696</b>   |
| 繰延税金資産          | 706            | 長期借入金              | 1,582          |
| その他             | 3,222          | 繰延税金負債             | 701            |
| <b>固定資産</b>     | <b>43,664</b>  | 退職給付引当金            | 1,989          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>22,019</b>  | 役員退職慰労引当金          | 11             |
| 建物及び構築物         | 7,857          | その他                | 2,411          |
| 機械装置及び運搬具       | 4,994          | <b>負債合計</b>        | <b>55,579</b>  |
| 土地              | 5,779          | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 建設仮勘定           | 2,704          | <b>株主資本</b>        | <b>59,649</b>  |
| その他             | 683            | 資本金                | 8,145          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>427</b>     | 資本剰余金              | 7,836          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>21,217</b>  | 利益剰余金              | 45,627         |
| 投資有価証券          | 17,573         | 自己株式               | △1,960         |
| 長期貸付金           | 30             | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△3,656</b>  |
| 繰延税金資産          | 99             | その他有価証券評価差額金       | 1,646          |
| その他             | 3,522          | 為替換算調整勘定           | △5,302         |
| 貸倒引当金           | △9             | <b>少数株主持分</b>      | <b>4,670</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>60,663</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>116,242</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>116,242</b> |

# 連結損益計算書 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額   |         |
|----------------|-------|---------|
| 売上高            |       | 204,053 |
| 売上原価           |       | 186,437 |
| 売上総利益          |       | 17,616  |
| 販売費及び一般管理費     |       | 10,034  |
| 営業利益           |       | 7,582   |
| 営業外収益          |       |         |
| 受取利息           | 164   |         |
| 受取配当金          | 103   |         |
| 負のれん償却額        | 1     |         |
| 持分法による投資利益     | 2,820 |         |
| その他            | 159   | 3,248   |
| 営業外費用          |       |         |
| 支払利息           | 162   |         |
| 為替差損           | 506   |         |
| その他            | 5     | 674     |
| 経常利益           |       | 10,156  |
| 特別利益           |       |         |
| 固定資産売却益        |       | 27      |
| 特別損失           |       |         |
| 固定資産処分損        |       | 67      |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 10,116  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,560 |         |
| 法人税等調整額        | 502   | 2,062   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 8,053   |
| 少数株主利益         |       | 1,694   |
| 当期純利益          |       | 6,358   |

## 連結株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|--------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                                | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成23年4月1日残高                    | 8,145   | 7,836 | 39,760 | △1,960  | 53,782 |
| 連結会計年度中の変動額                    |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                    | —       | —     | △394   | —       | △394   |
| 当 期 純 利 益                      | —       | —     | 6,358  | —       | 6,358  |
| 自 己 株 式 の 取 得                  | —       | —     | —      | △0      | △0     |
| 持分法の適用範囲の変動                    | —       | —     | △80    | —       | △80    |
| そ の 他                          | —       | —     | △17    | —       | △17    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) | —       | —     | —      | —       | —      |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | —       | —     | 5,866  | △0      | 5,866  |
| 平成24年3月31日残高                   | 8,145   | 7,836 | 45,627 | △1,960  | 59,649 |

(単位：百万円)

|                                | その他の包括利益累計額       |              |                   | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|--------------------------------|-------------------|--------------|-------------------|--------|--------|
|                                | その他の有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括<br>利益累計額合計 |        |        |
| 平成23年4月1日残高                    | 1,272             | △4,923       | △3,650            | 4,010  | 54,142 |
| 連結会計年度中の変動額                    |                   |              |                   |        |        |
| 剰 余 金 の 配 当                    | —                 | —            | —                 | —      | △394   |
| 当 期 純 利 益                      | —                 | —            | —                 | —      | 6,358  |
| 自 己 株 式 の 取 得                  | —                 | —            | —                 | —      | △0     |
| 持分法の適用範囲の変動                    | —                 | —            | —                 | —      | △80    |
| そ の 他                          | —                 | —            | —                 | —      | △17    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) | 374               | △379         | △5                | 660    | 654    |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | 374               | △379         | △5                | 660    | 6,521  |
| 平成24年3月31日残高                   | 1,646             | △5,302       | △3,656            | 4,670  | 60,663 |



# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 13社

会社名：(株)Nui Tec Corporation、(株)タチエスパーツ、立川発条(株)、タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.、シーテックスINC.、タックル シーティング U.S.A.LLC.、インダストリア デ アシエント スペリオール S.A. DE C.V.、タチエス カナダLTD.、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ、タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.L.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極 (広州) 汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

会社名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、上海泰極愛思汽車部件有限公司、泰極愛思(広州)企業管理有限公司、浙江泰極愛思汽車部件有限公司、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.、PT.タチエスINDONESIA、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等を勘察しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社

#### (2) 持分法適用の関連会社の数 7社

会社名：富士機工(株)、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A.LLC.、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司、タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.

(持分法の適用の範囲に関する事項の変更)

タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.は、重要性が増したため当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。

#### (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

会社名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、上海泰極愛思汽車部件有限公司、泰極愛思(広州)企業管理有限公司、浙江泰極愛思汽車部件有限公司、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.、PT.タチエスINDONESIA、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

関連会社

会社名：鄭州泰新汽車内飾件有限公司、浙江吉俱泰汽車内飾有限公司、タックル オートモーティブ India Private Limited

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲からは除外しております。

#### (4) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日は、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A.LLC.、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司、タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.を除き、連結決算日と一致しております。

錦陵工業(株)、テクノトリムINC.の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、フジ オートテック U.S.A.LLC.、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司、タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、タックル シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司を除き、連結決算日と一致しております。

タックル シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として連結決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

主として総平均法による原価法

##### ②デリバティブ

時価法

##### ③たな卸資産

製品・仕掛品（量産品）、原材料

主として総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の製品・仕掛品

主として個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）によっております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③長期前払費用

定額法

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

### ③退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、主に当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、主にその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主にその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

### ④役員退職慰労引当金

連結子会社のうち3社について、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんについては、5年間で均等償却しております。

#### (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

#### (追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 土地        | 1,062百万円 |
| 建物及び構築物   | 3,518百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円     |
| 計         | 4,581百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|         |          |
|---------|----------|
| 短期借入金   | 1,000百万円 |
| 流動負債その他 | 554百万円   |
| 長期借入金   | 500百万円   |
| 固定負債その他 | 2,122百万円 |
| 計       | 4,176百万円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

36,809百万円

### 3. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 受取手形                    | 21百万円  |
| 支払手形                    | 106百万円 |
| 流動負債「その他」<br>(設備関係支払手形) | 23百万円  |

#### 4. 現先取引

流動資産「その他」には、現先取引による短期貸付金1,497百万円が含まれております。当該現先取引に係る担保受入有価証券の時価は1,497百万円であります。

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式数の総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首  | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末   |
|-------|------------|----|----|------------|
| 普通株式  | 35,022,846 | —  | —  | 35,022,846 |

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------|----------|----------------|----------------|
| 平成23年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 197百万円 | 6円       | 平成23年<br>3月31日 | 平成23年<br>6月27日 |
| 平成23年10月28日<br>取締役会  | 普通株式  | 197百万円 | 6円       | 平成23年<br>9月30日 | 平成23年<br>12月1日 |

(2) 基準日が当連結会計年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に予定されているもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------|----------|----------------|----------------|
| 平成24年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 262百万円 | 8円       | 平成24年<br>3月31日 | 平成24年<br>6月28日 |

### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。有価証券につきましても、安全性の高い金融資産での運用のためリスクは僅少であります。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握すると共に、把握された時価が取締役に報告されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金はすべて固定金利としており、支払金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引については、通常の営業過程における輸入取引及びグループ内の外貨建て融資に係る為替相場の変動によるリスクを軽減するため、必要に応じ為替予約取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、執行・管理については、その必要性を検討し社内承認を得た上で行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                             | 連結貸借対照表計上額(*) | 時価(*)    | 差額 |
|-----------------------------|---------------|----------|----|
| (1) 現金及び預金                  | 26,638        | 26,638   | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金               | 35,178        | 35,178   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 6,427         | 6,427    | —  |
| (4) 前払金                     | 564           | 564      | —  |
| (5) 支払手形及び買掛金               | (37,467)      | (37,467) | —  |
| (6) 短期借入金                   | (321)         | (321)    | —  |
| (7) 未払法人税等                  | (953)         | (953)    | —  |
| (8) 長期借入金                   | (3,246)       | (3,266)  | 19 |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(4) 前払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及びその他は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 31百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は東京都内において、賃貸用の商業施設（土地含む。）を有しております。

2. 賃貸不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

| 連結貸借対照表計上額 | 時価    |
|------------|-------|
| 2,368      | 5,650 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 時価は、主として「固定資産税評価額」に基づき算定した金額であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,705円01銭

1 株当たり当期純利益 193円62銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 当期純利益        | 6,358百万円    |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一百万円        |
| 普通株式に係る当期純利益 | 6,358百万円    |
| 普通株式の期中平均株式数 | 32,840,428株 |

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>38,609</b> | <b>流動負債</b>     | <b>33,175</b> |
| 現金及び預金          | 8,902         | 支払手形            | 1,025         |
| 受取手形            | 29            | 買掛金             | 24,332        |
| 売掛金             | 23,299        | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,500         |
| 有価証券            | 100           | 関係会社短期借入金       | 748           |
| 商品及び製品          | 484           | 未払金             | 1,419         |
| 仕掛品             | 154           | 未払費用            | 2,710         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,659         | 未払法人税等          | 472           |
| 前払金             | 1,272         | 預り金             | 450           |
| 繰延税金資産          | 584           | 設備関係支払手形        | 191           |
| 短期貸付金           | 1,736         | 前受収益            | 247           |
| 未収入金            | 201           | 役員賞与引当金         | 65            |
| その他             | 185           | その他             | 12            |
| <b>固定資産</b>     | <b>40,477</b> | <b>固定負債</b>     | <b>5,784</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,495</b> | 長期借入金           | 1,500         |
| 建物              | 5,280         | 繰延税金負債          | 100           |
| 構築物             | 216           | 退職給付引当金         | 1,790         |
| 機械及び装置          | 2,456         | 長期未払金           | 208           |
| 車両運搬具           | 4             | 長期預り敷金          | 398           |
| 工具器具備品          | 451           | 長期預り保証金         | 1,786         |
| 土地              | 5,000         | <b>負債合計</b>     | <b>38,960</b> |
| 建設仮勘定           | 2,085         | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>281</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>38,481</b> |
| ソフトウェア          | 264           | 資本金             | 8,145         |
| その他             | 16            | 資本剰余金           | 7,706         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>24,700</b> | 資本準備金           | 7,697         |
| 投資有価証券          | 6,227         | その他資本剰余金        | 9             |
| 関係会社株式          | 12,985        | <b>利益剰余金</b>    | <b>24,785</b> |
| 関係会社出資金         | 4,887         | 利益準備金           | 480           |
| 長期貸付金           | 30            | その他利益剰余金        | 24,304        |
| 長期前払費用          | 14            | 圧縮記帳積立金         | 22            |
| 差入保証金           | 392           | 別途積立金           | 15,000        |
| その他             | 171           | 繰越利益剰余金         | 9,282         |
| 貸倒引当金           | △9            | <b>自己株式</b>     | <b>△2,156</b> |
|                 |               | 評価・換算差額等        | 1,644         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金    | 1,644         |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>40,126</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>79,087</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>79,087</b> |

# 損益計算書 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| 売 上 高           |       | 112,436 |
| 売 上 原 価         |       | 103,961 |
| 売 上 総 利 益       |       | 8,475   |
| 販売費及び一般管理費      |       | 6,339   |
| 営 業 利 益         |       | 2,135   |
| 営 業 外 収 益       |       |         |
| 受取利息及び配当金       | 1,379 |         |
| そ の 他           | 135   | 1,514   |
| 営 業 外 費 用       |       |         |
| 支 払 利 息         | 135   |         |
| そ の 他           | 65    | 200     |
| 経 常 利 益         |       | 3,450   |
| 特 別 利 益         |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 益   |       | 0       |
| 特 別 損 失         |       |         |
| 固 定 資 産 処 分 損   |       | 52      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |       | 3,397   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 614   |         |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 357   | 972     |
| 当 期 純 利 益       |       | 2,425   |



# 株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本 |           |                |              |             |                |
|----------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-------------|----------------|
|                                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金   |                |
|                                  |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金       | そ の 他<br>利益剰余金 |
|                                  |         |           |                |              | 圧縮記帳<br>積立金 |                |
| 平成23年4月1日残高                      | 8,145   | 7,697     | 9              | 7,706        | 480         | 20             |
| 事業年度中の変動額                        |         |           |                |              |             |                |
| 剰余金の配当                           | —       | —         | —              | —            | —           | —              |
| 当期純利益                            | —       | —         | —              | —            | —           | —              |
| 圧縮記帳積立金の積立                       | —       | —         | —              | —            | —           | 1              |
| 圧縮記帳積立金の取崩                       | —       | —         | —              | —            | —           | △0             |
| 自己株式の取得                          | —       | —         | —              | —            | —           | —              |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額 (純額) | —       | —         | —              | —            | —           | —              |
| 事業年度中の変動額合計                      | —       | —         | —              | —            | —           | 1              |
| 平成24年3月31日残高                     | 8,145   | 7,697     | 9              | 7,706        | 480         | 22             |

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本    |                     |                     |        |             | 評価・換算差額等                 |                            | 純資産<br>合 計 |
|----------------------------------|------------|---------------------|---------------------|--------|-------------|--------------------------|----------------------------|------------|
|                                  | 利 益 剰 余 金  |                     |                     | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 | その他<br>有価証券<br>評価<br>差額金 | 評価・<br>換 算<br>差 額 等<br>合 計 |            |
|                                  | その他利益剰余金   |                     | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |        |             |                          |                            |            |
|                                  | 別 途<br>積立金 | 繰 越<br>利 益<br>剰 余 金 |                     |        |             |                          |                            |            |
| 平成23年4月1日残高                      | 15,000     | 7,252               | 22,754              | △2,156 | 36,451      | 1,271                    | 1,271                      | 37,722     |
| 事業年度中の変動額                        |            |                     |                     |        |             |                          |                            |            |
| 剰余金の配当                           | —          | △394                | △394                | —      | △394        | —                        | —                          | △394       |
| 当期純利益                            | —          | 2,425               | 2,425               | —      | 2,425       | —                        | —                          | 2,425      |
| 圧縮記帳積立金の積立                       | —          | △1                  | —                   | —      | —           | —                        | —                          | —          |
| 圧縮記帳積立金の取崩                       | —          | 0                   | —                   | —      | —           | —                        | —                          | —          |
| 自己株式の取得                          | —          | —                   | —                   | △0     | △0          | —                        | —                          | △0         |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額 (純額) | —          | —                   | —                   | —      | —           | 373                      | 373                        | 373        |
| 事業年度中の変動額合計                      | —          | 2,029               | 2,031               | △0     | 2,030       | 373                      | 373                        | 2,404      |
| 平成24年3月31日残高                     | 15,000     | 9,282               | 24,785              | △2,156 | 38,481      | 1,644                    | 1,644                      | 40,126     |

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ②その他有価証券
  - 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
  - 時価のないもの 総平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ①製品・仕掛品（量産品）、原材料 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ②その他の製品・仕掛品 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ③貯蔵品 最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

##### 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

##### 定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

### (追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| 土 地     | 1,062百万円 |
| 建 物     | 3,518百万円 |
| 構 築 物   | 0百万円     |
| 機 械 装 置 | 0百万円     |
| 計       | 4,581百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|               |          |
|---------------|----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,000百万円 |
| 預り金           | 354百万円   |
| 前受収益          | 199百万円   |
| 長期借入金         | 500百万円   |
| 長期預り敷金        | 371百万円   |
| 長期預り保証金       | 1,750百万円 |
| 計             | 4,176百万円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,220百万円

### 3. 保証債務の内容及び金額

関係会社の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

|                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| タックル シーティング U.S.A.LLC       | 205百万円 (2,500千US\$) |
| タチエス エンジニアリングヨーロッパ S.A.R.L. | 164百万円 (1,500千EUR)  |
| 計                           | 370百万円              |

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 3,680百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,759百万円 |

なお、区分掲記したものについては除いております。

5. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

|          |        |
|----------|--------|
| 受取手形     | 1百万円   |
| 支払手形     | 106百万円 |
| 設備関係支払手形 | 23百万円  |

6. 現先取引

短期貸付金には、現先取引による短期貸付金1,497百万円が含まれております。当該現先取引に係る担保受入有価証券の時価は1,497百万円であります。

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 5,291百万円  |
| 仕入高        | 15,735百万円 |
| その他の営業費用   | 655百万円    |
| 営業取引以外の取引高 | 1,265百万円  |

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首   | 増加  | 減少 | 当事業年度末    |
|-------|-----------|-----|----|-----------|
| 普通株式  | 2,182,317 | 195 | —  | 2,182,512 |

(注) 自己株式当期増加の内訳

単元未満株式の買取請求による増加 195株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

|              |          |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産       |          |
| 未払事業税否認      | 60百万円    |
| 未払賞与否認       | 425百万円   |
| 退職給付引当金否認    | 636百万円   |
| その他          | 444百万円   |
| 繰延税金資産 小計    | 1,567百万円 |
| 評価性引当額       | △166百万円  |
| 繰延税金資産 合計    | 1,400百万円 |
| 繰延税金負債との相殺   | △816百万円  |
| 繰延税金資産の純額    | 584百万円   |
| 繰延税金負債       |          |
| 圧縮記帳積立金      | 12百万円    |
| その他有価証券評価差額金 | 905百万円   |
| 繰延税金負債 合計    | 917百万円   |
| 繰延税金資産との相殺   | △816百万円  |
| 繰延税金負債の純額    | 100百万円   |

### 2. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)において使用した法定実効税率は、前事業年度の40.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.9%、平成27年4月以降のものについては35.5%にそれぞれ変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は4百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が131百万円、その他有価証券評価差額金が127百万円それぞれ増加しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種類               | 会社等の名称                       | 議決権等の所有(被所有)割合    | 関連当事者との関係                    | 取引の内容            | 取引金額(百万円) | 科目            | 期末残高(百万円)   |     |      |   |
|------------------|------------------------------|-------------------|------------------------------|------------------|-----------|---------------|-------------|-----|------|---|
| 子会社              | 株式会社<br>Nui Tec Corporation  | 所有<br>直接<br>100%  | 当社製品の部品製造<br>役員の兼任           | 部品等の購入           | 11,839    | 買掛金           | 322         |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              |                  |           |               |             | 未払金 | 1    |   |
|                  |                              |                   |                              |                  |           |               |             |     | 未払費用 | 2 |
|                  |                              |                   |                              | 資金運用の受託          | 4,641     | 関係会社<br>短期借入金 | 491         |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              | 原材料の支給           | 6,588     | 前払金           | 375         |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              | 資金の貸付            | 1,022     | —             | —           |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              | 受取配当金            | 20        | —             | —           |     |      |   |
|                  | タチエス エンジニア<br>リング U.S.A.INC. | 所有<br>直接<br>100%  | 当社の米国における営業<br>開発業務<br>役員の兼任 | 部品等の購入           | 41        | 買掛金           | 2           |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              | 技術支援及び部品<br>等の販売 | 629       | 売掛金           | 286         |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              |                  |           |               | 未収入金        | 9   |      |   |
|                  |                              |                   |                              | 受取配当金            | 236       | —             | —           |     |      |   |
|                  | 広州泰季汽車座椅有限公司                 | 所有<br>直接<br>51%   | 技術支援及び部品の供給<br>他<br>役員の兼任    | 技術支援及び部品<br>等の販売 | 987       | 売掛金           | 541         |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              |                  |           |               | 未収入金        | 5   |      |   |
|                  |                              |                   |                              |                  |           |               | 流動資産<br>その他 | 2   |      |   |
|                  |                              |                   |                              | 受取配当金            | 422       | —             | —           |     |      |   |
|                  | 泰極(広州)汽車内飾有限公司               | 所有<br>直接<br>100%  | 当社製品の部品製造他<br>役員の兼任          | 部品等の購入           | 3,613     | 買掛金           | 616         |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              |                  |           | 未払費用          | 0           |     |      |   |
| 原材料の支給等          |                              |                   |                              | 1,085            | 前払金       | 395           |             |     |      |   |
| 技術支援及び部品<br>等の販売 |                              |                   |                              | 112              | 売掛金       | 27            |             |     |      |   |
|                  |                              |                   | 受取配当金                        | 420              | —         | —             |             |     |      |   |
| 関連会社             | 富士機工株式会社                     | 所有<br>直接<br>24.6% | 当社製品の部品製造<br>役員の兼任           | 部品等の購入           | 7,388     | 買掛金           | 2,437       |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              | 原材料の支給等          | 195       | 前払金           | —           |     |      |   |
|                  |                              |                   |                              |                  |           |               | 未収入金        | 1   |      |   |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方法

(1) 部品の購入等については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金運用の受託及び資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,221円86銭

1 株当たり当期純利益 73円84銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 当期純利益        | 2,425百万円    |
| 普通株主に帰属しない金額 | 一百万円        |
| 普通株式に係る当期純利益 | 2,425百万円    |
| 普通株式の期中平均株式数 | 32,840,428株 |

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

株式会社 タチエス  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 達也 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 友田 和彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

株式会社 タチエス  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 達也 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 友田 和彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、かつ、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告に記載の内容及び取締役の職務の遂行についても指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月9日

株式会社タチエス 監査役会

|       |   |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 関 | 口 | 義 | 雄 | ㊟ |   |
| 常勤監査役 | 原 | 田 | 文 | 雄 | ㊟ |   |
| 社外監査役 | 一 | 法 | 師 | 信 | 武 | ㊟ |
| 社外監査役 | 松 | 尾 | 慎 | 祐 | ㊟ |   |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、今後の業績が堅調に推移することが見込めることから、増配させていただくと共に、メキシコ進出20周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金8円（普通配当7円、記念配当1円）、総額262,722,672円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株当たり金6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期に比べ2円増配の1株当たり金14円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、取締役を1名減員し、7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式の数 |
|----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | さいとう きよし<br>齊藤 潔<br>(昭和22年1月25日生) | 昭和48年3月 当社入社<br>昭和57年6月 当社取締役<br>平成5年6月 当社常務取締役、生産本部長<br>平成8年6月 当社代表取締役社長<br>平成13年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者<br>平成17年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（現任） | 736,028株       |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|----|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2  | た べち ひろ し<br>田 口 裕 史<br>(昭和22年1月18日生)  | 昭和44年4月 日産自動車株式会社入社<br>平成5年7月 豪州日産自動車会社取締役チーフアドバイザー<br>平成10年4月 当社入社、理事<br>インダストリア デ アシエント スペリ<br>オル S.A. DE C.V. 取締役社長<br>平成13年6月 日産自動車株式会社入社<br>平成14年4月 同社中国事業室主管<br>平成15年1月 当社入社、顧問<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社取締役兼常務執行役員、海外事業部門長<br>平成18年4月 当社海外事業統括部門長<br>平成20年4月 当社取締役兼副社長<br>平成21年4月 当社取締役兼最高執行責任者<br>平成21年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者(現任)<br>平成22年4月 当社グローバル地域統括<br>平成23年4月 当社品質保証部門長 | 27,000株        |
| 3  | の がみ よし ゆき<br>野 上 義 之<br>(昭和27年1月9日生)  | 昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社<br>平成10年4月 同社海外事業部副部長<br>平成12年1月 当社入社<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社常務執行役員<br>平成19年4月 当社事業統括部門長<br>平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成20年4月 当社経営統括部門長(現任)<br>平成21年4月 当社取締役兼副社長(現任)<br>平成22年4月 当社ビジネス管理本部統括<br>平成23年4月 当社ビジネス本部統括兼管理本部統括、<br>海外部門長<br>平成23年6月 当社管理本部統括(現任)                                                                                                    | 11,600株        |
| 4  | なか やま た ろう<br>中 山 太 郎<br>(昭和30年9月18日生) | 昭和55年4月 日産自動車株式会社入社<br>平成22年4月 同社グローバルマルチソーシング&エキ<br>スポーツマネジメント部長<br>平成23年4月 当社入社、顧問<br>平成23年6月 当社取締役兼副社長、ビジネス本部統括<br>(現任)、海外部門長<br>平成24年4月 当社ビジネス部門長(現任)                                                                                                                                                                                                                                 | 7,100株         |
| 5  | がも う むつみ<br>蒲 生 睦<br>(昭和31年7月25日生)     | 昭和54年4月 当社入社<br>平成19年4月 当社執行役員<br>平成20年4月 当社営業部門長<br>平成21年4月 当社常務執行役員<br>平成21年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 7,200株         |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|----|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6  | ※<br>三木 浩之<br>(昭和28年10月3日生) | 昭和54年4月 日産自動車株式会社入社<br>平成12年1月 同社商品企画商品戦略室主管<br>平成13年4月 同社企画統括部長<br>平成16年4月 当社入社、顧問<br>平成16年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員、開発技術部門長<br>平成18年4月 当社開発部門長<br>平成19年4月 タチエス エンジニアリング U.S.A.INC. 取締役社長<br>平成19年6月 当社取締役退任、常務執行役員（現任）<br>平成21年4月 当社品質保証部門長<br>平成23年4月 当社開発部門長（現任） | 9,400株         |
| 7  | 木津川 迪洽<br>(昭和22年3月19日生)     | 昭和50年4月 第一東京弁護士会登録<br>谷川八郎法律事務所勤務<br>昭和52年4月 木津川迪洽法律事務所設立<br>平成11年4月 クローバー法律事務所設立パートナー（現任）<br>平成17年4月 第一東京弁護士会副会長<br>平成18年6月 当社社外取締役（現任）<br>当社特別委員会委員（現任）<br>平成23年4月 日本弁護士連合会副会長<br>第一東京弁護士会会長<br>(重要な兼職の状況)<br>クローバー法律事務所パートナー弁護士                                           | 6,100株         |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木津川迪洽氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 木津川迪洽氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 当社は、木津川迪洽氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって監査役関口義雄氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>窪田清夫<br>(昭和28年4月20日生) | 昭和53年4月 当社入社<br>平成15年10月 当社第三営業チームリーダー<br>平成17年4月 当社車種企画チーム、ジェネラルマネージャー<br>平成18年4月 当社原価企画部長<br>平成19年4月 テクノトリムINC.取締役社長<br>平成22年8月 当社調達総括部長<br>平成23年4月 当社調達部長<br>平成24年4月 当社調達部門、ジェネラルマネージャー (現任) | 4,000株         |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成23年6月24日開催の第59回定時株主総会において補欠監査役に選任された木下徳明氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、あらためて、法令に定める社外監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| きのしたのりあき<br>木下徳明<br>(昭和14年12月5日生) | 昭和41年6月 公認会計士登録<br>木下公認会計士事務所開設<br>昭和47年4月 中央大学商学部兼任講師<br>昭和59年10月 監査法人井上達雄会計事務所代表社員<br>平成5年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)<br>代表社員<br>平成14年4月 中央大学商学部教授<br>平成18年6月 当社特別委員会委員(現任)<br>三井造船株式会社補欠監査役(現任)<br>平成19年6月 当社補欠監査役(現任)<br>平成22年6月 トップラン・フォームズ株式会社社外監査役(現任) | 0株             |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 木下徳明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 木下徳明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくためであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。  
 4. 木下徳明氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### 第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役8名のうち、社外取締役を除く7名に対し、当期の業績等を勘案し、総額6,500万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に對する金額の決定については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

## 第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成21年6月26日開催の当社第57回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「現行プラン」といいます。）を導入することをご承認いただきましたが、現行プランの有効期間は本定時株主総会の終結の時までとなっております。現行プランの有効期間満了に先立ち、当社は社会・経済情勢の変化及び企業価値並びに株主共同の利益の確保と向上の観点から検討を重ねてまいりました。その結果、平成24年5月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現行プランの内容を一部改定した（以下改定されたプランを「本プラン」といいます。）うえで継続することを決議いたしました。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本プランにおける現行プランからの変更点は次のとおりです。

- （1）取締役会が買付者等に対して追加的に情報提供を請求する期間の上限を最大で60日間とする旨を明記しました。
- （2）その他文言の整理を行いました。

また、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとしします。

### I. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されま

す。



当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### (1) 当社の企業価値の源泉

当社は、創業以来、自動車シートの特長を活かして、多くの自動車メーカーよりお取引さいただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、国内事業の強化はもとより、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

### (2) 企業価値向上のための取組み

当社が関連する自動車業界におきましては、一段と成熟化が進み、今後国内での生産量の増加は期待できない大変厳しい状況にあります。こうした環境の中、得意先自動車メーカー各社は生き残りをかけた新たな中長期の成長戦略を掲げ、グローバルで活動を推進しており、当社もこの新戦略の流れ、とりわけ新興国を中心とした事業展開に挑戦することが、生き残りをかけた正念場であると認識しております。そこで当社は、平成28年度を到達年度とする次期ビジョン『Global Challenge 177 (以下『GC177』といいます。)』を新たに定め、以下の3つの長期目標を掲げ、グローバルで生き残る競争力のある事業体質を目指してまいります。なお、平成21年度より活動してまいりました『Challenge 15』の目標は、『GC177』の活動の中で早期に達成してまいります。

- ・品質No.1
- ・営業利益率7%
- ・世界生産シェア7%

具体的な方策につきましては、下記6つの重要戦略に則って実施してまいります。

#### <グローバル事業戦略>

得意先戦略に挑戦し、コスト・商品技術力において競争力あるグローバル事業戦略を立案し、受注を拡大していきます。また、海外統括機能を強化するため、本社と各拠点の役割を明確化し、体制の整備とグローバル人材の育成を進めてまいります。

#### <開発戦略>

グローバル開発4極体制を確立したことに伴い、競争力ある固有・基盤技術、魅力ある商品化技術（コア技術の開発）をさらに充実させると共に、各得意先のグローバル開発に対応するため、海外各拠点の開発体制を拡充してまいります。

#### <モノづくり戦略>

新たに開設した「技術・モノづくりセンター」を基盤として、固有技術の強化と人材育成を図り、モノづくりの標準化をさらに充実させ、海外各拠点へ展開してまいります。また、国内外各拠点において生産拠点の最適化を進めてまいります。

#### <調達戦略>

地域統括会社との連携を図り、グローバル本社機能と海外各拠点の調達機能を強化し、グローバルで最適なサプライヤーを発掘すると共に、サプライチェーンを強化し、コスト競争力を強めてまいります。

#### <品質保証戦略>

グローバル品質保証体制を拡充し、ラグジュアリーブランド品質の確立を実現し、得意先品質目標の達成と品質No.1を目指してまいります。

#### <事業構造改革戦略>

国内外事業の最適化を進め、中国浙江省に新設したフレーム会社をはじめとしてグローバルでのシート部品ビジネス体制の強化と拡大を図ってまいります。また、グローバル対応力を強化・充実させるため、人材の育成や経営管理システムの構築を進めてまいります。

当社は、これらの重要戦略を実現するための諸施策を着実に実行することにより、グローバル・シート・システム・クリエーターとしての基盤を強化し、世界で存在感ある企業を目指していきたくと考えております。

### (3) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性と効率性の向上を図り、企業価値の最大化に努め、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えることをコーポレート・ガバナンスの基軸として、事業を推進しております。

また、これらを実践し社会から信頼される企業であり続けるため、倫理委員会やコンプライアンス委員会の設置、さらには社内通報制度の導入を行い、社内体制の整備と強化を図ると共にコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図っております。

取締役の任期は、経営責任の明確化と経営環境の変化に応じて最適な経営体制を機動的に構築するために、1年としております。

当社取締役会は、取締役8名（本定時株主総会において第2号議案が原案どおり承認可決されると7名、うち社外取締役1名となります。）で構成され、法令・定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決定すると共に、業務執行の監督を行っています。また、取締役会の下部機関として、最高執行責任者以下執行役員全員で構成する執行役員会を設置し、取締役会決議事項を除く重要な事項の決定、重要事項の審議及び報告を行っております。

当社監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、事業所での調査等を通じて取締役の職務執行並びに当社及び子会社の業務や財産の状況等について監査を実施しております。

### Ⅲ. 本プランの目的

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間を確保すること、当社取締役会等において大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、並びに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと認められる大規模買付行為に対する対抗措置を予め明らかにすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うことを目的としております。

なお、平成24年3月31日現在における当社の大株主の状況は、第60回定時株主総会招集ご通知添付書類「事業報告」9頁に記載の「大株主」のとおりです。また、本日現在、当社に対し、当社株式等の大規模買付行為に関する提案はなされておられません。

IV. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランにおける手続

本プランにおける手続の流れの概要は、参考資料2「本プランの手続フロー図（概要）」に記載しておりますが、各手続における具体的内容は、以下のとおりです。

①対抗措置発動の対象となる大規模買付行為

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認した行為を除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合に対抗措置発動の適用対象とし、大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとし、

(i)当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとし、以下別段の定めがない限り同じとします。）について、保有者（注1）の株式等保有割合（注2）が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとし、以下(ii)において同じとします。）について、公開買付け（注3）に係る株式等の株式等所有割合（注4）及びその特別関係者（注5）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者（同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及び同条第5項に規定される共同保有者（同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）を含むものとし、以下同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとし、以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味するものとし、以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとし、以下同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## ②意向表明書の事前提出

買付者等は、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約文言等を日本語によって記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、当社取締役会に対し提出していただきます。なお、当社は、買付者等から意向表明書が提出された場合、当社取締役会が株主様において買付者等及び大規模買付行為が株主共同の利益に適うか否かの判断に資すると判断した事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

意向表明書に記載していただく具体的な記載事項は、以下のとおりです。

### (i)買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は本店、事務所等の所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

### (ii)誓約文言

法令等及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言

### (iii)当社の株式等の保有及び取引状況

買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

### (iv)買付者等が提案する大規模買付行為の概要

買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数並びに大規模買付行為の目的として支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡又は重要提案行為等（注6）その他の目的がある場合には、その旨及び内容（目的が複数ある場合には、全部を記載）

（注6）金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

### ③買付者等からの必要かつ十分な情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等は、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、意向表明書が当社取締役会に届いた日から10営業日（注7）以内に、買付者等に対して、原則として下記（i）ないし（xi）に記載する事項を含む当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切にご判断されるため、又は当社取締役会及び特別委員会において当該大規模買付行為の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は適宜回答期限（原則として最初に本必要情報の提供を受けた日から起算して60日を上限とします。（以下「追加情報提供期限」といいます。））を定めたとえ、買付者等に本必要情報の追加的な提供を請求します。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かのご判断に必要であると認められる情報については、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、速やかにその旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

なお、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は、利用する手段方法を問わず日本語に限るものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名義及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
- (x) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無及びこれらに対する対処方針
- (xi) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(注7) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、買付者等により本必要情報が提供された後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、いずれの期間の場合も情報提供完了通知の発送日の翌日もしくは追加情報提供期限の日の翌日のいずれか早い日から起算するものとし、当社が取締役会評価期間の設定の事実を開示するに当たり、（i）又は（ii）のいずれの期間が適用されるか（具体的な期間を含みます。）についても同時に開示します。

（i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記（i）又は（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的な延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。なお、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、本必要情報に基づき、当社の企業価値及び株主様の共同の利益の確保・向上の観点より、大規模買付行為について評価、検討、意見形成、代替案立案及び買付者等との交渉を行うものとし、具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為に関する十分な評価、検討を行ったうえ、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知すると共に、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

また、当社取締役会は、必要に応じて、適宜当社取締役会から独立した第三者たる外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等、以下「外部専門家」といいます。）の助言を得るものとし、外部専門家費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、当社が負担するものとし、なお、後記する特別委員会からの勧告があった場合又は特別委員会外部専門家より助言を受けた場合であっても、これとは別途に当社取締役会は外部専門家より助言を受けることがあります。



## ⑤対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

本プランの継続にあたり、当社は、大規模買付行為への対抗措置の発動等についての当社取締役会の恣意的判断を排除し、判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、特別委員会規定（その概要については参考資料1をご参照ください。）に従い、当社取締役会により適格者として選任された当社社外取締役、当社社外監査役等により構成される特別委員会を設置します。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重すると共に、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時点における特別委員会委員には、社外役員の木津川迪洽氏、一法師信武氏、松尾慎祐氏並びに補欠監査役の木下徳明氏及び前社外監査役の宮下卓也氏の5名が就任する予定です。

特別委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家（ただし、当社取締役会が助言を受け、又は受ける予定の外部専門家を除きます。）の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の（i）から（iii）までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

### （i）買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

特別委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合（追加情報提供期限内に、大規模買付の内容を判断するために合理的に必要とされる情報の提供が買付者等からなされない場合を含みます。）には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告するものとします。

### （ii）買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものと認められる場合

特別委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものと認められる場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。この場合、当社取締役会は、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続を行うものとします。

なお、下記に掲げる「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものに該当することとします。

「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売却をする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他の利害関係者との関係が破壊されることが予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる恐れがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合

9. 買付者等の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(iii)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

特別委員会は、上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

#### ⑥株主総会の開催（株主の皆様の意思確認手続）

当社取締役会は、特別委員会が上記⑤(ii)に従って対抗措置を発動すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

#### ⑦取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会の責任において対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。上記⑤(i)に従い特別委員会が対抗措置を発動すべきと勧告した場合において、当社取締役会が当該勧告を受けて対抗措置の発動を決定した場合、大規模買付ルールを遵守しない買付者等に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。なお、対抗措置の発動においては、諸般の状況を勘案したうえで、買付者等を不当に利することになるような経済的対価は交付しない方針です。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を行うことのないように買付者等に事前に注意を喚起するものであります。また、上記⑤(iii)に従い特別委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、原則として不発動の決議を行うこととします。

また、上記⑥に従い株主総会を開催した場合には、その発動の可否に関する株主の皆様の意思決定に従い、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

### ⑧対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手續に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

### ⑨大規模買付行為の開始

買付者等は、大規模買付ルールを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置の主な内容としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記の「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑧に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

## 〔新株予約権無償割当ての概要〕

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の内容

#### ①本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める数とします。なお、対象株式数が1株未満となる場合には、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配します。

#### ②本新株予約権の行使に際して出資される財産の額（権利行使価額）

当社普通株式1株当たり1円以上として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

#### ③本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### ④本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者(注9)、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者(注10)、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) 上記(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6) 上記(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### ⑤当社が本新株予約権を取得できること及び取得事由

##### (ア) 対抗措置発動としての当社による取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

##### (イ) 対抗措置発動の停止の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

なお、これらの本新株予約権の取得事由の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### ⑥本新株予約権の行使期間その他の事項

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注9) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者を行います。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

- (注10) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

## 5. その他の事項

本新株予約権無償割当てにおいて必要なその他の事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。（下記V.（6）参照。）

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更により、本プランの実質を変更することなく文言等の修正が必要となった場合には、合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の確認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

## V. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の全てを充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様を直接確認するものです。

また、上記Ⅳ. (3) に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みを確保しています。

### (4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置します。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。



#### (5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅳ.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅳ.(3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### Ⅵ. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記Ⅳ.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。なお、株主及び投資家の皆様に影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、全員が、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権を無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅳ.(1)⑧に記載の手續等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の申込手續等の要否

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手續をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み手續は不要となります。なお、対抗措置の発動として、又は停止としての本新株予約権の当社による取得に際し、株主の皆様に特段の手續は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

## 特別委員会規定の概要

### 1. 目的

株式会社タチエス（以下「当社」という。）は、第60回定時株主総会において承認可決された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）における対抗措置の発動及び不発動に関する当社取締役会の判断の合理性及び相当性を担保することを目的として、特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. 委員会の決議事項等

(1) 委員会は、以下の各号に記載される事項について、買収提案者及び買収提案の内容等に関する情報を十分に収集し、当社取締役会から独立した立場において、株主共同の利益の観点から慎重に検討を行ったうえ、決議する。

①本プランにおける対抗措置の発動又は不発動

②本プランにおける対抗措置の中止又は発動の停止

③本プランの変更

④その他本プランに関連して当社取締役会が任意に委員会に諮問する事項

(2) 委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報及び資料を収集するに当たり、当社代表取締役、当社取締役会等に対し、必要な情報及び資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。

(3) 委員会は、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士その他外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を求めることができる。

### 3. 取締役会に対する勧告及び取締役会の尊重義務

(1) 委員会は、前条第1項に定める事項に関する決議内容について、委員会勧告、当該勧告を行う理由及びその根拠を書面にて当社取締役会に提出する。

(2) 当社取締役会は、前項の委員会勧告を最大限尊重し、前条第1項に定める事項を決議しなければならない。

### 4. 資格等

(1) 委員会の委員は3名以上とし、当社取締役会が選任する。ただし、社外取締役及び社外監査役は、委員として選任しなければならない。

(2) 委員は、以下の要件を満たす者の中から選任されるものとする。

- ①過去に当社又はその子会社（会社法第2条第3号にいう「子会社」をいう。以下、当社又はその子会社を合わせて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。本条において、以下同じ。）、監査役（ただし、社外監査役を除く。本条において以下同じ。）又は支配人その他の使用人となることがなく、かつ、現に当社等の取締役、監査役又は使用人でない者
- ②過去に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号にいう「特定関係事業者」をいう。）の業務執行者となることがなく、かつ、現に当社の特定関係事業者の業務執行者でないこと
- ③過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことがなく、また受ける予定がないこと
- ④当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者でないこと

## 5. 任期

委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を認める。

## 6. 議長

委員会は、委員の互選により議長を選任する。

## 7. 招集権者

- (1) 委員会は、当社取締役会の決議に基づき取締役会議長が招集する。
- (2) 委員は、必要があると認めるときは、当社取締役会に対し、委員会を招集するよう請求することができる。

## 8. 運営

- (1) 委員会は、必要に応じ、前条の規定に従って招集・開催される。
- (2) 委員会は、当社取締役会に対し、議決権を有しないオブザーバーとして委員会に出席し、必要な事項に関する説明を行うよう求めることができる。

## 9. 決議要件

委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

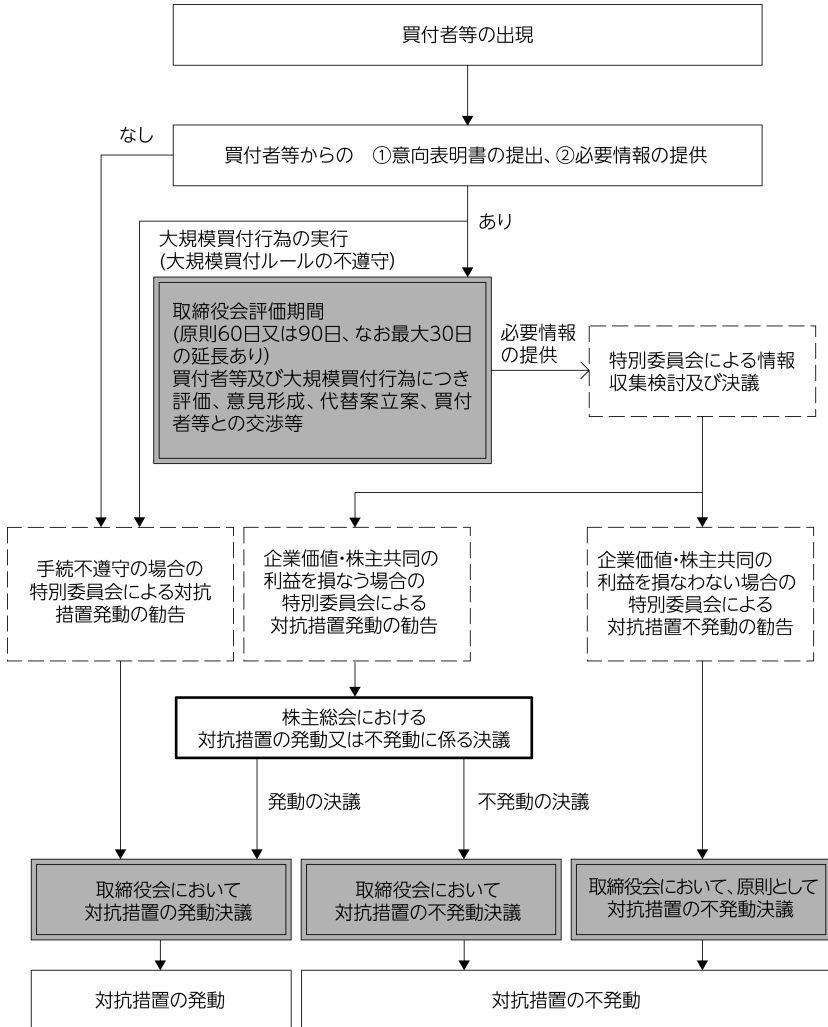
## 10. 委員会決議が成立しない場合の措置

各委員の意見が一致しない場合又は委員の過半数の出席ができず委員会決議が成立しない場合には、各委員は、それぞれの個別意見に理由及び根拠を付して当社取締役会に勧告する。

## 11. 各委員の守秘義務

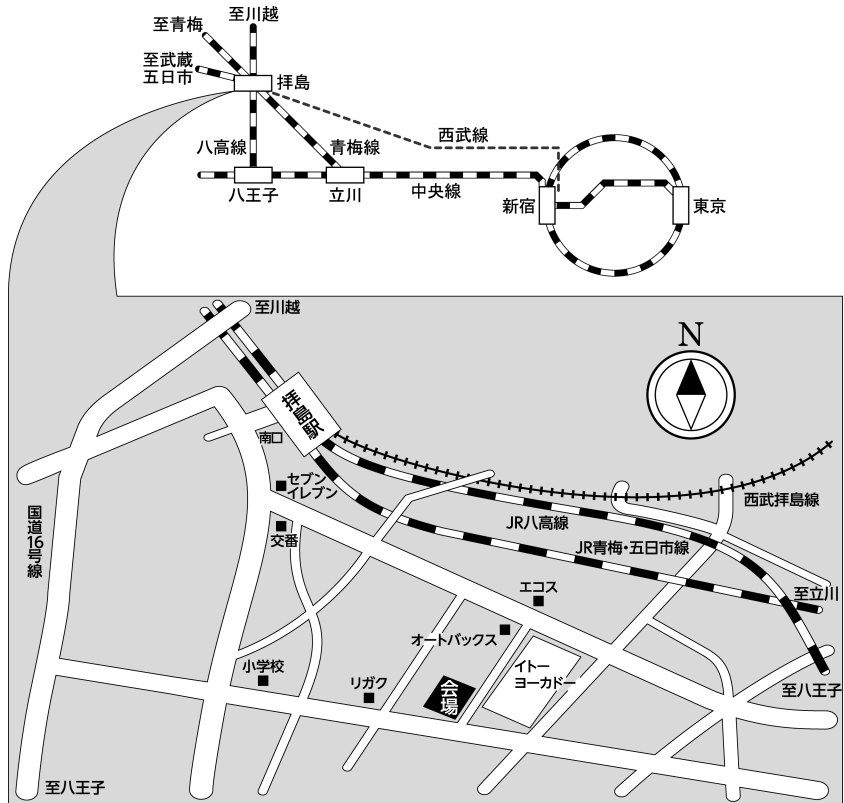
委員会の各委員は、第2条第1項の審議・決議を行うに当たり知り得た情報並びに委員会勧告又は個別勧告の内容、その理由及び根拠について、事前に当社取締役会の了解を得ることなく、第三者に開示してはならない。ただし、委員会又は各委員が、委員会勧告又は個別勧告の内容、その理由及び根拠について第三者に開示することを求めた場合には、当社取締役会はこれを開示しなければならない。

本プランの手続フロー図（概要）



以 上

# 株主総会会場ご案内図



**会場**：東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
株式会社タチエス 本社3階講堂

**交通**：JR青梅・五日市・八高線、  
西武拝島（新宿）線  
拝島駅下車 南口より徒歩約15分

UD FONT

